

# 北海道漁業士制度運営会議開催要領

	昭和 61 年 11 月 14 日
一部改正	平成 10 年 9 月 10 日
一部改正	平成 12 年 5 月 29 日
一部改正	平成 18 年 12 月 8 日
一部改正	平成 24 年 11 月 9 日
一部改正	平成 27 年 4 月 20 日
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日

## 第 1 開 催

北海道漁業士制度実施要領第 5 に基づき、北海道漁業士制度の円滑な推進を図るため、北海道漁業士制度運営会議（以下「会議」という。）を開催する。

## 第 2 意見の聴取

会議では、次の事項について構成員から意見を聴取するものとする。

- (1) 北海道青年漁業士及び北海道指導漁業士の選考に関すること。
- (2) 北海道漁業士制度の運営に関すること。

## 第 3 構 成

- 1 会議の構成員は、6 名とし、漁村青少年育成関係機関及び関係水産団体の役職員並びに学識経験者等により構成する。
- 2 会議の円滑な進行に資するため、座長 1 名を置く。
- 3 座長は、構成員の互選とする。

## 第 4 運営及び事務

- 1 会議は、北海道水産林務部長が招集する。
- 2 座長は、会議を主宰する。
- 3 会議の庶務は、北海道水産林務部において処理する。